

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 8 号

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例

寒川町議会委員会条例(昭和 41 年寒川町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

別表中「環境経済部、都市建設部及び拠点づくり部」を「環境経済部及び都市建設部」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。